

令和元年度

事業概要

港湾局

目 次

I	港湾局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和元年度 主要事業	8

港湾局の概要

1. 局長 辻 英之
担当局長 西森 正至
2. 局の職員数 255 人（平成 31 年 4 月 19 日現在）
3. 令和元年度予算の概要

（1）港湾事業会計 予算

①収益的収入及び支出 （単位：千円）

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 港湾管理事業収益	23,753,000	1 港湾管理事業費	22,270,000
2 港湾施設運営事業収益	2,694,000	2 港湾施設運営事業費	3,238,000
3 空港事業収益	667,000	3 空港事業費	568,000
		4 予備費	50,000
収入合計	27,114,000	支出合計	26,126,000

②資本的収入及び支出 （単位：千円）

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	42,722,682	1 資本的支出	49,102,000
収入合計	42,722,682	支出合計	49,102,000

（2）一般会計 予算

（単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 使用料及手数料	5,927	1 土木費	5,512,849
2 国庫支出金	417,000		
3 諸収入	80		
4 市債	4,961,600		
歳入合計	5,114,607	歳出合計	5,512,849

港湾局

経営企画課

<経営企画係>

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡，調整及び改善に関する事。
- (2) 局の予算及び決算に関する事。
- (3) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (4) 補助事業及び起債事業の総括に関する事。
- (5) 重要事項の調査及び企画に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，経理に関する事。
- (7) 局が所管する外郭団体（阪神国際港湾株式会社，神戸航空貨物ターミナル株式会社及び株式会社神戸フェリーセンター）の総合調整に関する事。
- (8) 局の重要事項の調査及び企画に関する事。

<調整係>

- (1) 局内の事務の連絡，調整及び改善（経営企画係の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 局の職員の安全衛生に関する事。
- (3) 船員，港湾労働者等の福利厚生に関する事。
- (4) 船員，港湾労働者等の福利厚生施設の運営管理に関する事。
- (5) 臨港地区内の巡視に関する事（神戸港管理事務所の所管に属するものを除く。）。
- (6) 港湾環境整備負担金に関する事。
- (7) 神戸港港湾審議会に関する事。
- (8) 港湾事業の料金制度に関する事。
- (9) 神戸市港湾局指定管理者選定評価委員会に関する事。
- (10) 前各号に掲げる事務に付随する事務に関する事。

空港調整課

<空港調整係>

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 補助事業の申請，報告及び精算に関する事。
- (3) 空港に係る重要事項の調査及び企画に関する事。
- (4) 神戸空港島に係る総合調整に関する事。
- (5) 関西エアポート神戸株式会社及びこれに係る関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (6) 神戸空港ターミナル株式会社の清算に係る連絡及び調整に関する事。
- (7) 都市局新都市事業部企業誘致課誘致係の事務分掌第2号から第4号までに規定する事務のうち神戸空港島に関する事（都市局新都市事業部企業誘致課と共同して行う。）。

みなと振興部

経営課

<経営第1係及び経営第2係>

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること（経営第1係に限る。）。
- (2) 港湾施設の管理の企画及び調整に関すること。
- (3) 港湾施設の使用の許可及び貸付けに関すること（神戸港管理事務所及び工務・防災部海岸防災課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 港湾区域（港湾隣接地域を含む。）内の行為の規制に関すること（工務・防災部海岸防災課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 臨港地区内の分区における構築物の規制に関すること。
- (6) 不動産（工務・防災部海岸防災課の所管に属するものを除く。）の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償に関すること。
- (7) 公有水面の埋立免許に関すること。
- (8) 港湾台帳の整備に関すること。
- (9) 港湾資産の保険に関すること。
- (10) 港湾における物流に関する企画及び調査並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (11) 港湾産業の立地に係る調査及び研究に関すること。
- (12) 港湾地域への企業の誘致に関すること。
- (13) ウォーターフロント（ハーバーランド地区から東部新都心地区に至る臨港地区をいう。）への集客施設等の誘致に関すること（計画部ウォーターフロント計画課ウォーターフロント事業調整係の所管に属するものを除く。）。

〔経営第1係及び経営第2係の係別分掌事務は、港湾局長が定める。〕

振興課

<企画係>

- (1) 課及びポートセールス課の庶務に関すること。
- (2) 港湾の振興に関する企画及び調整に関すること。
- (3) 港湾に関する国際業務の企画及び調整に関すること。
- (4) 港湾に係る国の行政機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

<振興係>

- (1) 港湾の利用促進、にぎわいの創出及び宣伝に関すること。

ポートセールス課

<推進係>

- (1) 課の庶務（振興課企画係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) ポートセールスに係る企画及び推進に関すること。
- (3) 船舶（客船を除く。）の誘致に関すること。
- (4) 貨物の誘致に関すること。
- (5) 国際的な海運、物流及び港湾に係る情報の収集及び把握に関すること。
- (6) 海外ポートエージェントの運営及び連絡に関すること。

<客船誘致係>

- (1) 客船の誘致に関すること。

<情報統計係>

- (1) 港湾の統計に係る調査及び解析に関すること。
- (2) 港湾手続及び港湾物流の情報化に関する情報処理の調査及び研究に関すること。
- (3) 港湾管理者EDIシステムの改修及び管理に関すること。

海務課

<事務係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 岸壁及びドルフィン（以下「岸壁等係留施設」という。）、旅客乗降用渡橋並びにフェリー用可動橋の使用料，運搬給水に係る給水料金並びに入港料の徴収に関すること。
- (3) 岸壁等係留施設，旅客乗降用渡橋及びフェリー用可動橋並びに運搬給水に係る損害賠償に関すること。
- (4) こうべ国際VHF海岸局の運営に関すること。

<港務係>

- (1) 船舶の出入港その他の動静管理に関すること。
- (2) 岸壁等係留施設の使用の許可（船席の指定を要する船舶に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 港湾区域内の航行の安全に係る情報の収集及び関係機関等との調整に関すること。
- (4) 港湾区域内の浚渫（しゅんせつ），検測の調整及び海図その他これに類する関係図書の整備に関すること。
- (5) 海難及び台風その他の海洋気象の連絡に関すること。
- (6) 引船作業の許可に関すること。
- (7) 水先，引船，綱取りその他の船舶に対する役務のあっせんに関すること。
- (8) 国際水域施設の保安対策に関すること。

<けい船係>

- (1) 岸壁に離着する船舶の立会い及び監督に関すること。
- (2) 岸壁等係留施設の使用の許可（船席の指定を要しない船舶に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 旅客乗降用渡橋及びフェリー用可動橋の使用の許可に関すること。
- (4) 港内作業における火気の使用の許可及び潜水作業の調整に関すること。
- (5) 大型船舶の係留位置の調整に関すること。
- (6) 船舶の係離作業の許可に関すること。
- (7) 岸壁，防舷材及び係船柱（小型船用のものを除く。）の維持及び管理に関すること。
- (8) 旅客乗降用渡橋の維持及び管理に関すること。

<海務係>

- (1) 港務艇の運航並びに維持及び管理に関すること。
- (2) 運搬給水用多目的バージの維持及び管理に関すること。
- (3) ドルフィンの維持及び管理に関すること。
- (4) 港湾区域内の船舶等の整理，油濁対策，運搬給水の作業及び沈廃船等障害物の処理に関すること。
- (5) 補油作業届，船倉清掃作業届等の受付に関すること。
- (6) 運搬給水に係る給水の許可に関すること。

神戸港管理事務所
(2)

<事務係及び管理係>

- (1) 神戸港管理事務所の庶務並びに所内の事務の連絡，調整及び改善に関すること（事務係に限る。）。

- (2) 港湾施設の管理に関すること（港湾局経営企画課，みなと振興部海務課及び工務・防災部海岸防災課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 港湾施設の使用の許可及び軽易かつ定例的な貸付け並びにこれらに伴う工作物の設置の承認に関すること。
- (4) 所管区域内の施設の状況の調査，適正使用の推進及び監視保全並びに所管課への連絡に関すること。
- (5) 港湾施設の使用及び各種作業の状況の掌握及び監督に関すること。
- (6) 貨物の搬入及び搬出の確認並びに強制移動に関すること。
- (7) 船舶の係留事務の連絡及び調整に関すること。
- (8) 使用料及び貸付料の徴収に関すること。
- (9) ポートターミナルに関すること。
- (10) 須磨ヨットハーバーに関すること。
- (11) 港湾施設の美化及び清掃に関すること。
- (12) 事務所の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (13) 船舶給水（運搬給水を除く。）に関すること。

〔事務係及び管理係の係別分掌事務は，港湾局長が定める〕

計画部

港湾計画課

<調査係>

- (1) 部の庶務及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 港湾及び海岸の基本計画の調査に関すること（工務・防災部海岸防災課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 港湾区域，臨港地区及び港湾隣接地域の指定に関すること。
- (4) 漁業権等の調査に関すること。

<計画第1係及び計画第2係>

- (1) 港湾及び海岸に係る基本計画，防災全体計画及び重要事項の企画に関すること（工務・防災部海岸防災課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 港湾，海岸の施設整備に係る事業計画並びにこれらの事務に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること（工務・防災部海岸防災課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 公有水面の埋立てに係る諸手続に関すること。
- (4) 港湾区域，臨港地区及び港湾隣接地域内の施設の利用及び工作物の設置等に関する技術的審査に関すること。

〔計画第1係及び計画第2係の係別分掌事務は，港湾局長が定める。〕

（計画第1係及び計画第2係の事務のうち，神戸空港島に関することについては，港湾局空港調整課の総合調整により都市局新都市事業部内陸・臨海計画課と共同して行う。）

ウォーターフロント計画課

<ウォーターフロント計画係及びウォーターフロント事業調整係>

- (1) ウォーターフロント（新港突堤西地区及び中突堤周辺地区に限る。以下同じ。）の再開発に係る計画の策定及び重要事項の企画に関すること。
- (2) ウォーターフロントにおける再開発事業の実施並びに当該事業に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

- (3) 港湾施設の利用者の誘致に関すること。
- (4) ウォーターフロントへの集客施設等の誘致に関すること。

[ウォーターフロント計画係及びウォーターフロント事業調整係の係別分掌事務は、港湾局長が定める。]

工務・防災部

工務課

<事務係>

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 課及び海岸防災課の所管の工事等の施行手続に関すること。
- (3) 港湾及び海岸の工事に係る国庫補助事業の諸手続に関すること。
- (4) 局の所管の工事の検査の調整に関すること。

<港湾工務係>

- (1) 港湾施設の整備及び災害復旧に関する補助事業等の事業の総括、連絡及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げる事業の工事計画、同号に掲げる事業の土木工事に係る調査、計画、設計、調整及び検査に関すること。
- (3) 既存の港湾の土木施設全般の維持及び保全に係る調査、計画、設計、調整及び検査に関すること。
- (4) 土木工事に係る技術管理に関する連絡及び調整並びに調査、研究及び改善に関すること。

<建築係>

- (1) 局所管の建築物に係る工事の調査、設計、監督及び検査に関すること。
- (2) 局所管の建築物の維持保全に係る調査及び計画に関すること。
- (3) 局所管の建築物の保守点検、修繕及び占有者等への技術的指導に関すること。

<設備係>

- (1) 局所管の電気設備及び機械設備に係る工事の調査、設計、監督及び検査に関すること。
- (2) 局所管の電気設備及び機械設備の維持保全に係る調査及び計画に関すること。
- (3) 局所管の電気設備及び機械設備の保守点検、修繕及び占有者等への技術的指導に関すること。

〔港湾工務係、建築係及び設備係の事務のうち、神戸空港島に関することについては、港湾局空港調整課の総合調整により都市局新都市事業部工務課と共同で行う。〕

海岸防災課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 海岸保全区域の指定、占用の許可及び占用料、土石採取料の徴収並びに当該区域における行為等の規制に関すること（港湾区域及び港湾隣接地域に係るものを除く。）。
- (3) 海岸保全施設の管理に関すること。
- (4) 須磨海岸の港湾施設（緑地及び海浜に限る。以下この課において「須磨海岸港湾施設」という。）の管理、使用の許可、使用料の徴収並びに行為の規制に関すること。

- (5) 須磨海岸港湾施設に係る港湾区域（港湾隣接地域を含む。）内の行為の規制に関すること。
- (6) 所管する事務に伴う不動産の取得及びこれに伴う損失補償に関すること。
- (7) 須磨海水浴場の運営に関すること。
- (8) 神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例に関すること（須磨海水浴場における過料の処分に係る事務に限る。）。
- (9) 海岸保全区域における防災計画，津波高潮対策及び重要事項の企画に関すること（計画部港湾計画課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 須磨海岸港湾施設の整備に係る事業計画並びにこれらの事務に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること（計画部港湾計画課の所管に属するものを除く。）。
- (11) 港湾区域，臨港地区及び海岸保全区域内の施設の利用及び工作物の設置等に関する技術的審査に関すること（計画部港湾計画課の所管に属するものを除く。）。
- (12) 局の防災の総合調整及び水際対策に関すること。
- (13) 国際埠頭施設の保安対策に関すること。
- (14) 海岸保全施設及び須磨海岸港湾施設の整備，災害復旧及び防災安全対策に係る補助事業等の総括，連絡及び調整に関すること。
- (15) 前号の補助事業等の土木工事に係る調査，計画，設計，調整及び検査に関すること。
- (16) 既存の海岸の土木施設全般の維持及び保全に係る調査，計画，設計，調整及び検査に関すること。
- (17) 津波高潮対策に係る工事の調査，計画，設計，調整及び検査に関すること。

神戸港整備事務所
(2)

<工務係及び保全係>

- (1) 事務所の庶務並びに所内の事務の連絡，調整及び改善に関すること（工務係に限る。）。
- (2) 港湾土木施設の建設工事の施行及び監督に関すること。
- (3) 港湾土木施設の維持及び補修に係る工事並びに災害復旧工事の実施計画及び施行に関すること。
- (4) 津波高潮対策に係る工事の施行及び監督に関すること。
- (5) 海岸環境整備に係る工事の施行及び監督に関すること。
- (6) 申請に係る港湾施設の掘削及び復旧の監視に関すること。
- (7) 港湾土木施設の建設工事の調査に関すること。
- (8) 工事区域の管理に関すること。
- (9) 港湾区域，臨港地区及び港湾隣接地域内の小規模な工作物の設置等に関する技術的審査に関すること。

[工務係及び保全係の係別分掌事務は，港湾局長が定める]

令和元年度 主要事業の概要

総括事項

港湾局では、「健康・安全を守る」「街と地域を創る」「神戸経済を伸ばす」「陸・海・空の拠点を創る」の実現に向けて、

- 港湾事業については、国際コンテナ戦略港湾の推進、客船誘致の強化、ウォーターフロント地区の魅力向上、須磨海岸の健全化・品質向上・活性化や港湾エリアの公共施設の管理・運営・利用促進、神戸空港の運営などの事業に取り組む。
- 一般会計（港湾局所管分）については、高潮・津波対策事業や海岸保全施設の管理などの事業に取り組む。

昨年の台風 20・21 号通過に伴い甚大な被害を受けた神戸港では、大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会(神戸港部会)が設置され、神戸港における高潮による被害の検証と今後の対応方策の検討が進められており、委員会での検討を踏まえながら高潮対策等を実施し、災害に強い都市づくりの実現に向けて取り組む。

1. 港湾事業会計

(1) 国際コンテナ戦略港湾の推進 (港湾計画課、ポートセールス課)

平成 30 年の神戸港のコンテナ貨物取扱量は、平成 29 年を上回り過去最高を達成した。令和元年度は、これまで継続してきた集貨事業の効果を維持、定着させるとともに、航路誘致は多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、港勢拡大(300 万 TEU)を目指す。

① 神戸港への集貨

国の集貨支援制度を活用し、従来から注力してきた北米・欧州に加え、基幹航路に準じる中南米・アフリカ・豪州航路の誘致や経済成長著しい東南アジアをはじめとするトランシップ貨物誘致を進めるとともに、引き続き、瀬戸内・九州方面からの貨物集貨、神戸港の物流改善のためのトライアル事業、在来貨物の集貨などに取り組む。

- (元年度事業)：
- ・阪神港貨物集貨事業
 - ・神戸港コンテナ貨物集貨促進事業
 - ・新規航路開設等支援事業
 - ・在来貨物集貨促進事業
 - ・トライアル実証事業 など

② 高規格コンテナターミナル等の港湾施設整備

増加するコンテナ貨物取扱量に対応した、国際競争力のある高規格コンテナターミナルの整備、広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部）の整備促進、ハーバーハイウェイ（港湾幹線道路）のETC整備検討を行い、神戸港の機能強化、更なる国際競争力の強化に取り組む。

- (元年度事業)：
- ・港湾直轄事業費負担金
(高規格コンテナターミナルの整備推進、
広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部）の整備促進)
 - ・阪神国際港湾株式会社資金貸付事業
(ガントリークレーンの延命化等)
 - ・ハーバーハイウェイ（港湾幹線道路）のETC整備検討 など

(2) 災害に強いみなとづくり (港湾計画課、経営課)

平成30年台風第20号及び第21号により被災した港湾施設について、災害復旧工事等の防災対策を進めるとともに、神戸港の物流機能の維持を目的に、臨港地区内の民間事業者が自ら施工する災害防止対策に対する支援を平成30年度に引き続き実施する。

- (元年度事業)：
- ・廃棄物埋立護岸災害復旧
 - ・神戸港高潮災害防止対策支援事業 など

(3) 客船誘致の強化 (ポートセールス課)

平成31年は、入港隻数が過去最高となった昨年と同様に、多数の客船の入港が予定されている。

近年、客船をとりまく環境は目まぐるしく変化しており、船会社や乗船客の港に対するニーズも多様化し、きめ細かな対応が求められている。大型客船や入港隻数の増加に対するヤード機能拡充などの受け入れ体制強化、客船入港時のおもてなしや寄港地観光の充実、瀬戸内クルーズ振興、海外港湾との連携事業など、超大型客船からラグジュアリークラスの客船まで幅広い層の客船誘致を目指す。

- (元年度事業)：
- ・客船受入環境の充実
 - ・おもてなし力の強化と寄港地観光の充実
 - ・フライ&クルーズの促進による神戸誘客事業
 - ・海外港湾と連携したクルーズ振興事業
 - ・瀬戸内クルーズ振興に向けた市民クルーズの実施
 - ・内航フェリーによる瀬戸内の魅力PR など

(4) ウォーターフロント地区の魅力向上 (ウォーターフロント計画課)

神戸港将来構想に掲げる「世界から人を惹きつける神戸のウォーターフロントの形成」の具現化に向け、中突堤周辺地区では、神戸ポートタワーのリニューアルと中突堤中央ビル（南館）再整備等を実施する事業者公募に向けて取り組む。

また、新港突堤西地区では、第2突堤及び周辺の再開発の事業化を図り、切れ目なく再開発を進める。

- (元年度事業)：
- ・神戸ポートタワーのリニューアルと中突堤中央ビル（南館）再整備等の事業化の取組み
 - ・新港第2突堤及び周辺での再開発の事業化の取組み など

(5) 須磨海岸の健全化・品質向上・活性化 (海岸防災課)

須磨海水浴場の健全化対策として、利便施設や遠浅化、遊歩道の整備により品質向上を行うとともに、須磨海岸のイメージアップを図るため、ビーチの国際環境認証「ブルーフラッグ」を取得し、四季を通じて多くの人々が訪れる賑わいのある美しい海岸づくりに取り組む。

- (元年度事業)：
- ・須磨海水浴場の健全化対策
(警備体制拡充、「ファミリーエリア」の充実 など)
 - ・須磨海岸の品質向上
(東エリアの遠浅化、バリアフリー対応利便施設、遊歩道・広場の再整備の整備 など)
 - ・四季を通じた海岸全体の賑わいづくり
(ビーチイベントの振興 など)

(6) 港湾労働者などの福祉の増進 (経営企画課)

港湾労働者などの福祉の増進を図るため、港湾厚生施設の補修などの事業に取り組む。

- (元年度事業)：
- ・港湾労働者教育訓練事業助成
 - ・港湾厚生施設等の改修
 - ・神戸港福利厚生施設「神戸ポートオアシス」管理運営 など

(7) 市民に親しまれるみなとづくり (振興課)

海・船・港に関連する様々なイベントを開催し、市民がみなとに親しむ機会を提供する。また、海事分野の人材育成のため、青少年が海や船・港に親しむ機会づくりや、学校教育と連携した海事教育を推進する。

- (元年度事業)：
- ・みなとこうべ海上花火大会
 - ・神戸・みなと体験
 - ・練習帆船体験航海事業 など

(8) 神戸空港の運営 (空港調整課)

神戸空港については、平成 30 年 4 月から関西国際空港及び大阪国際空港を運営する関西エアポート株式会社が設立した関西エアポート神戸株式会社による運営が開始され、3 空港の一体運営が実現した。

関西エアポート株式会社及び関西エアポート神戸株式会社との連携を図りながら、関西全体の航空輸送需要の拡大、神戸経済の活性化、更には関西経済の発展に取り組む。

また、課題である、①運用時間の延長及び発着枠の拡大、②国際チャーター便の制限の緩和、③国際ビジネスジェット・チャーター便の利用促進のための C I Q 体制の充実について、今後も継続して国と協議を行う。

2. 一般会計 (港湾局所管分)

(1) 高潮・津波対策 (海岸防災課)

近い将来、発生が想定される南海トラフ巨大地震に伴う津波及び大型化する台風に伴う高潮に対し、市民の安全・安心を確保するとともに、災害に強い都市づくりのため、ハード、ソフト合わせた総合的な高潮・津波対策に取り組む。

① 高潮・津波対策事業

南海トラフ巨大地震に伴う津波対策として、避難を中心としたソフト対策に加え、減災を目標としたハード対策（防潮胸壁等を「ねばり強い構造へ補強」）を実施し、市民の安全・安心を確保する。

現在実施している既成市街地の人家部及び都心部における事業を早期に完了させるとともに、引き続き、令和元年度から臨海部における事業に着手するほか、東部工区のポンプ場の機能強化に取り組む。

② 陸閘等の遠隔操作化事業

発災後、短時間で到達する津波に対し、水門及び陸閘を迅速・確実に閉鎖するとともに、閉鎖従事者の更なる安全確保を目的に、継続的に実施している陸閘等の閉鎖訓練に加え、防災機能の強化を目指し、平成 30 年度に引き続き交流人口の多い三宮都心部をモデル地区として、陸閘の遠隔操作化事業に取り組む。

(2) 海岸保全施設の老朽化対策 (海岸防災課)

津波や高潮発生時における市民の安全を確保するため、老朽化した海岸保全施設の補修を実施し、施設の機能維持及び延命化に取り組む。